

盛岡市監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により行った財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 28 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

- 1 財政援助団体等監査の結果の報告 平成 28 年 2 月 19 日付け 27 盛監第 66 号
- 2 対象部署及び事項
 - (1) 盛岡市つなぎスポーツ研修センター及び盛岡市立つなぎ多目的運動場指定管理料
（対象団体：つなぎ温泉観光協会・いわてアスリートクラブグループ，担当 スポーツ推進課）に係る指摘事項
 - (2) もりおか町家物語館指定管理料（対象団体：特定非営利活動法人 いわてアートサポートセンター，担当 観光課）に係る指摘事項
 - (3) 岩洞活性化センター指定管理料（対象団体：薮川地区活性化推進協議会，担当 産業振興課）に係る指摘事項
- 3 措置を講じた旨の通知 別添のとおり。

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

財政援助団体等監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 2 月 19 日付け 27 盛監第 66 号で提出のあった財政援助団体等監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

団体名 つなぎ温泉観光協会・いわてアスリートクラブグループ
(市民部 スポーツ推進課)

1 指摘事項

指定管理施設の管理に当たり、施設内に指定を受けている旨及び利用料金についての掲示が行われていないので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

ア 措置の内容

指定管理者において、条例施行規則に基づく指定通知書及び利用料金表の掲示を行い、所管課において 2 月 19 日に現地確認した。

イ 原因及び再発防止策の内容

指定管理者における施行規則の認識不足及び所管課の確認・指導不足が原因である。

今後は、条例や規則に基づき適正な事務を行うよう指定管理者及び所管課双方で確認し、再発防止に努める。

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

財政援助団体等監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 2 月 19 日付け 27 盛監第 66 号で提出のあった財政援助団体等監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 団体名 特定非営利活動法人いわてアートサポートセンター
(担当課 観光課)
- 2 指摘事項
修繕料の精算に当たり、基本協定で定められている年間修繕料に生じた残額が返還されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 措置の状況
 - (1) 措置の内容
平成 28 年 3 月 8 日に指定管理者から年間修繕料の残額を返還させ、修繕料の精算を終了した。
 - (2) 原因及び再発防止策の内容
原因は、所管課及び指定管理者の双方が精算措置を失念していたことによる。
今後は、指定管理者において基本協定等に基づく適正な事務処理を徹底するとともに、所管課においても担当・副担当・グループリーダー等複数の職員によるチェックを徹底し再発を防止する。

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

27 盛玉産 第 616 号

平成 28 年 3 月 14 日

盛岡市監査委員 工藤 由春
盛岡市監査委員 菊池 秀一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 八木橋美紀 様

盛岡市長 谷藤 裕明

財政援助団体等監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 2 月 19 日付け 27 盛監第 66 号で提出のあった財政援助団体等監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

課名等 玉山総合事務所 産業振興課
(蕨川地区活性化推進協議会)

1 指摘事項

指摘事項 1

岩洞活性化センターの使用許可に当たり、許可書を交付していない事例がみられたので、適正な事務の執行を求める。

指摘事項 2

利用料金の減免に当たり、基準に基づかずに減免を行っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

指摘事項 3

指定管理施設の管理に当たり、施設内に指定を受けている旨及び利用料金についての掲示が行われていないので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

指摘事項 1

指定管理者において、施設使用の申請と許可書の交付の有無が確認できる管理簿を作成することとした。

指摘事項 2

所管課において3月中に減免基準を作成するとともに、指定管理者においても使用許可に当たっては、その基準に基づき適正な事務処理を行うよう指導することとした。

指摘事項 3

指定管理者において、条例施行規則に基づく指定通知書及び利用料金表の掲示を行い、所管課において2月19日に現地確認した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

指摘事項 1

指定管理者における施行規則の認識不足及び所管課の確認・指導不足が原因である。今後は、指定管理者において管理簿による確認を徹底するとともに、所管課においてもその執行状況の確認を徹底する。

指摘事項 2

所管課及び指定管理者の施行規則に対する認識不足が原因である。

今後は、減免基準を作成し、その基準に基づき適正な事務処理を行う。

指摘事項 3

指定管理者における施行規則の認識不足及び所管課の確認・指導不足が原因である。今後は、条例や規則に基づき適正な事務を行うよう指定管理者及び所管課双方で確認し、再発防止に努める。